

2009年度(平成21年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成20年11月11日)

番号	要 求 事 項	回 答	課 名
1	<p>労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県において、労働者福祉に関わる諸課題は、さまざまな形で指導と育成が行われています。島根県労福協としても、県の厳しい財政状況は十分理解していますが、年々県補助金が削減される中、勤労者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の事項について要請致します。</p>		
(1)	<p>労働者福祉の充実について 労働者福祉運動を推進していくため、勤労者への必要な知識及び情報提供を行うため広報と研修、セミナー及び調査事業、県下各地域での勤労者福祉を充実させるための助成支援を要請致します。</p>	<p>(1)労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は認識しており、補助金交付要綱に従い、予算の範囲内で補助を行う予定です。しかしながら、県財政は依然として厳しい状況にあることをご理解ください。</p>	雇用政策課
(2)	<p>「くらしサポートセンター島根」事業について 2008年6月に勤労者の労働・生活に関わる不安解消を図ることを目的に開設しましたワンストップサービス「くらしサポートセンター島根」の事業推進及び、充実を図るため助成支援を要請致します。</p>	<p>(2)「くらしサポートセンター島根」事業については労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると認識しており、予算の範囲内で支援したいと考えております。</p>	雇用政策課
(3)	<p>高校生等のための消費者講座について これまで3年間、県消費者センターのご指導を頂き、県下の高校を対象に「高校生のための消費者講座」を自主活動として実施してきました。その目的は、ご承知のとおり「クレ・サラ」等による多重債務者が増加する中で、被害を未然に防止するため、社会人になる高校生ならびに大学生等を対象とした予備知識教育を図る」こととあります。これまで、自主予算上の制限から、毎年県下10高校を基本として実施してきましたが、この活動の重要性及び更なるご要望にこたえるため、加えて未組織中小企業での実施を念頭に、新たな助成支援を要請致します。</p>	<p>(3)補助対象となる事業としては、従来から労働者を対象とした事業としておこなっているところです。よって学生・生徒を対象とする事業は補助対象とはできませんのでご理解ください。 なお、労働者を対象とする事業については予算の範囲内で支援したいと考えております。</p>	雇用政策課
(4)	<p>情報交換と意見交流の場について これまで雇用政策課を窓口として、労働者福祉に関わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交換を行っています。今後も引き続き、県各部局との意見交換の場を設定して頂きますよう要請致します。</p>	<p>(4)従来からご意見を伺うと共に意見交換等も実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	雇用政策課
(5)	<p>2009年度(平成21年度)県補助金について 上記のことを踏まえ、2009年度の県補助金を以下のとおり要請致します。特段のご配慮をお願い致します。尚、2009年度の補助金対象事業の内容および積算表につきましては、別紙のとおりであります。</p>	<p>(5)来年度予算編成において、財政改革を強力に推進するため、事務事業の見直しを徹底し、一般政策経費を15%削減する要求基準が示されているところです。県財政は依然として厳しい状況にあることをご理解ください。</p>	雇用政策課

2009年度 要請額 298万円
 過去4年の県補助金
 平成20年度 181.1万円
 平成19年度 213.0万円
 平成18年度 282.0万円
 平成17年度 400.0万円
 事業開始予定年月日 平成21年4月 1日
 事業完了予定年月日 平成22年3月31日

2 中小企業労働者の福祉の充実について
 (1) 現在、東部・西部勤労者共済会が設置されていますが、中小企業でも契約及び派遣社員が増加しており、勤労者の福利厚生面の充実が必要であり、これまで以上に勤労者共済会の果たす役割は極めて重要であります。しかし、平成22年に勤労者共済会への国の補助金が廃止される見通しであり、自立するためには、これまで以上に勤労者共済会への加入促進を図る必要があります。県として、引き続き、強力な指導と支援がなされるよう要請致します。

(2) 中小企業経営者に対する財形制度導入の要請と、引き続き制度の広報活動の強化を要請致します。また、中小企業退職金制度の普及拡大に向けて中退共制度への加入促進について、県として更なる指導をなされるよう要請致します。

3 消費者施策の充実について
 (1) 多重債務対策について
 これまで、鳥根県においては、「鳥根県消費者金融等被害防止対策会議」を設置され、多重債務に苦しむ人の救済に向け、精力的に取り組まれていることに敬意を表します。その対策会議の経緯を踏まえ、次のことについて要請致します。

県内21市町村における窓口の相談体制の更なる充実及び、体制強化が図られるよう要請致します。

とりわけ、相談者の問題解決に対して、相談時から最後のフォローアップまでのシステム構築がなされるよう要請致します。

また、被害防止のために、更なる行政内部の連携の強化及び各関係機関の連携が図られ、より実行ある運営がなされるよう要請致します。

(1)東部・西部勤労者共済会において実施されている中小企業勤労者福祉サービスセンター事業については、中小企業の福利厚生面の充実や雇用の安定を図る上からも重要な事業と考えております。県では事業広報のほか、毎年、両共済会と共に商工団体や事業所を訪問し、加入促進をお願いしています。今後も両共済会と共に加入促進に努めます。

(2)勤労者財産形成促進制度については独立行政法人雇用・能力開発機構において、中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済会機構においてそれぞれ運営されていますが、県でもホームページや「企業支援ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。中退共制度については中退共普及推進員と連携し、加入促進に努めております。今後もこのような取組みにより両制度の普及に努めます。

(1) 県においては、市町村窓口担当者の研修を実施するとともに、初回法律相談の無料化に対応していただける法律専門家の名簿を配布するなど、早期解決に向けた体制整備を進めています。多重債務者の早期発見と早期相談、生活支援等を図るため、各市町村において徴収・福祉部門等と相談窓口が連携するとともに、上記法律専門家等との連携を推進するよう要請を行っています。「自殺対策庁内連絡会」への参画や「心と体の相談センター」の意見交換会への参加、対策会議として実施する多重債務特別相談の案内を税務・福祉関係課へ情報提供するなど、関係機関との連携に努めています。

雇用政策課

雇用政策課

環境生活総務課(消費生活室)

- (2) 割賦販売被害者の救済について
 2007年6月に割賦販売法改正が通常国会で成立され、1年半後には完全施行される予定であります。その内容は、支払能力を超えるクレジット契約の禁止。次々販売の被害救済。クレジット会社が悪質販売業者のチェック。騙されて支払った代金の返還。などであり、とりわけ、既払金返還ルールの創設により、消費生活センターで悪質商法の被害を解決できるケースが増大するとされています。
 しかし、最前線の相談現場は予算・人員削減による疲弊が懸念されており、消費者行政の基盤が全国的に揺らいでいる実態もあります。島根県においても、生活相談員の多くは不安定雇用であると推察しております。その機能をより充実・強化するため、県消費生活センターの体制強化及び相談員の処遇・身分の改善・権限の強化を図られるよう要請致します。
- (3) 食の安全・安心の確保について
 中国餃子の薬物混入事件をはじめ、汚染米不正販売、メラミンミルク輸入食品など相次ぐ事件の発覚で、国民の食に対する不信と不安は増大しています。とりわけ、島根県においても汚染米の不正販売は、食の安心・安全を推進する視点から極めて重要であります。
 ついては、このことについての情報開示に一層努められるよう要請致します。
- 4 介護労働者の労働環境の改善及び人材確保について
 高齢化率が最も高い島根県において、要介護人口が増加する中で福祉・介護現場に携わる労働者の離職率は、低賃金や過重労働者が起因して極めて高い状況にあります。すなわち、介護労働の魅力が薄れている今日、介護に携わる労働者の介護職離れをいかに食い止めるのか、また、資格を有しながら介護職に就労していない潜在資格者も多く、その人材確保は大きな課題であると考えます。
 ついては、これまで実施されています介護事業の実態調査などに基づき、これらの課題を考慮した万全な介護保険制度にするため、県として国に強く働きかけられるよう要請致します。
- 5 地域医療の対策について
 本県においては、少子・高齢化の進展、医療ニーズの多様化など、医療を取り巻く環境は大きく変化し、離島、中山間地をはじめとする地域や診療科における医師不足及び、偏在や看護師をはじめとした医療スタッフ不足の解消は大きな課題となっております。とりわけ、昨年末には公立病院改革ガイドラインが示されましたが、へき地医療・周産期医療・高度先進医療・救急医療など採算性の取れない医療サービス、いわゆる、政策医療を支えてきた公立病院の存続が危ぶまれている状況にあり

- (2)悪質な訪問販売などを規制する改正特定商取引法・割賦販売法が成立し、この法律の施行により高齢者等を狙った悪質商法被害の救済や悪質事業者の排除などが期待されます。
 消費者センターにおいては、悪質な訪問販売等のトラブルを解決するため、相談員があっせん等を行っており、相談件数の増加等に対応して逐次相談員の増員を行うなど、相談体制の強化を図っております。
 なお、相談員の処遇・身分の改善、権限の強化については、国において消費者庁設置関連の法律制定や予算措置等の議論の中で検討が行われると聞いており、今後これらの動向を見極めていきたいと考えています。
- (3)食に関する各種事件の情報については、県民に対してタイムリーに提供することが重要と認識しており、把握した情報については報道発表するとともに県のホームページに掲載し情報提供を行っております。
 介護労働者の安定した人材確保を行うため、全国知事会を通じて様々な提言を行っております。また、県独自に、関係者に対するアンケート調査やヒアリング等を実施し、介護現場の実態把握を行い、適切な介護報酬の設定を行うとともに、確実に従事者の処遇改善につながる仕組みとすること、福祉人材確保を行うための地方自治体に対する財政措置を行うこと、介護福祉士の社会的な評価を高めるよう施策を講ずること、介護現場で働くことを希望するよう環境を構築することについて、国へ要望を行ったところです。
 今後も、様々な機会を通じて、引き続き、要請してまいります。

環境生活総務課(消費生活室)

薬事衛生課
 農畜産振興課

高齢者福祉課

<p>ます。 ついては、県民が安心して信頼のできる医療を地域で受けられるための施策及び、その財政措置が講じられるよう次の事項について要請致します。また、このことについては、県として国に働きかけられるよう要請致します。</p>		
<p>(1) 崩壊の危機に直面している地域医療を守るため、医療財源の確保が図られるよう要請致します。</p>	<p>(1)地域医療確保のためには医師確保が喫緊の課題です。そのような観点から、国に対して、これまでも診療報酬の見直しを含む要望を行っており、引き続き行っていきたいと考えています。</p>	<p>医療対策課</p>
<p>(2) 地域医療を担う医師・看護師等の確保と養成のため、強力な支援体制が図られるよう要請致します。</p>	<p>(2)県として、医師をはじめとした医療従事者の確保・養成について従来から対策を行っており、今後も地域と連携して取り組みます。また、国に対しても継続して要望しています。</p>	<p>医療対策課</p>
<p>6 生活保護の対策について 今日、急速に格差と貧困が拡大していると言われており、安心して働ける社会、生きることの保障がなされる社会構築が喫緊の課題であると考えます。ついては、庶民生活の最後のセーフティネットであります生活保護に関して、県内21市町村及び福祉事務所に対し、以下の事項について指導されるよう要請致します。 また、生活保護基準(最低生活費)の切り下げに連動して、地方税の非課税基準、就学援助や国民健康保険料・介護保険料の減免基準など生存権保障の水準の切り下げも危惧されており、県として国に生活保護基準の切り下げ阻止に関して働きかけられるよう要請致します。</p>	<p>生活保護制度は、社会保障の最後のセーフティネットであることから、各福祉事務所に対して、次のような指導を徹底していきます。 また、生活保護基準の見直しに当たっては、セーフティネットとしての本来の機能を果たしていくことが重要であるという観点から、必要に応じて国に対し意見を述べていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(1) 「受けられるべき生活保護が受けられず、高金利の貸付(ヤミ金融)が増加する事態が生じないよう」生活保護の申請権や受給権を侵害しない運用を要請致します。</p>	<p>(1)生活保護を受けるべき者が受給できないようなことがあってはならないので、申請の意思があれば適正に対応するよう指導します。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(2) 生活保護のパンフレットや申請書を行政の各相談窓口設置されるとともに、ホームページや広報誌などにより、市町村を通じて広く県民に周知される取り組みがなされるよう要請致します。</p>	<p>(2)生活困窮者が必要な支援を受けられるよう、様々な支援施策との連携を図りながら、必要に応じて制度周知を行うよう指導します。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(3) 自立支援プログラムにおいては、経済的自立(就労支援)のみでなく、日常生活の支援や社会生活の支援も重視されるよう要請致します。</p>	<p>(3)自立支援プログラムについては、今後も、被保護者の抱える多様な課題に対応できるような策定を指導します。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>(4) 福祉現場の業務拡大や自立支援業務の高度化などを踏まえ、ケースワーカー(福祉事務所職員)の増員、専門性の確保が図られるよう要請致します。</p>	<p>(4)ケースワーカーに不足が生じて事務処理に支障を来している場合は、適正人員を確保するよう指導します。また、専門性の向上のために、社会福祉主事の資格取得や各種研修会への参加に努めるよう引き続き指導します。</p>	<p>地域福祉課</p>

7	<p>自殺者の対策について 平成19年における島根県の自殺者は233人(前年232人、対前年1人増)となっており、平成8年以降、毎年200人を超える高い水準(自殺死亡率は、常に全国順位の上位)で推移しています。なかでも、働き盛りの40～60代が全体の54%を占めています。その背景は、経済・生活・健康問題などさまざまな要因から引き起こされています。とりわけ、経済問題では多重債務や貧困が原因していると思われます。「借金などの諸問題は必ず解決できる・・・。」など、これまで以上に啓発や相談窓口への誘導が最善の防止策であると考えます。 ついては、これまで以上に緊急且つ有効な自殺防止策を構築する必要がある視点から、予算配分・施策の実行にあたっては、多重債務対策とともに連携した対応が図られるよう要請致します。</p>	<p>島根県自殺総合対策連絡協議会や庁内連絡会で、多重債務対策関係部署・団体を構成員とし、連携を図りながら取組をすすめているところです。 今後は、多重債務相談と心の健康相談の連携や多重債務相談担当者向けの研修の実施、圏域でのネットワーク構築など連携をさらに強化し自殺予防に努めたいと考えています。</p>	<p>障害者福祉課</p>
8	<p>ボランティアセンター島根(仮称)の設置について 平成7年に発生した阪神・淡路大震災、鳥取西部地震をはじめ、全国各地で地震が多発しています。また、今日の地球温暖化の現象は、突然のゲリラ豪雨・雪害などをもたらし、大きな被害が各地で発生しています。島根県において、大規模な災害が発生した場合、迅速なボランティア活動が必要と考えます。また、島根県及び全国からのボランティア活動をどのように受け入れられるのか、事前に想定しておく必要があると考えます。 ついては、事前に大規模な災害を想定し、ボランティア団体等との連携及び、情報の共有化を図るための機関として「ボランティアセンター島根(仮称)」を設置されるよう要請致します。</p>	<p>島根県では、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するため、平常時からの連携とネットワーク化の推進を図るため、島根県災害ボランティア関係機関連絡会議を、平成18年4月1日付けで設置しました。 構成員は、日本赤十字社島根支部、島根県社会福祉協議会、島根県生活協同組合連合会、島根県共同募金会と、県消防防災課、地域福祉課、環境生活総務課NPO活動推進室からなります。 毎年、豪雨災害が発生しやすい梅雨時前に、事務局であるNPO活動推進室の主催で、災害ボランティア活動に関する情報交換及び連絡調整、災害ボランティア活動の協力・連携体制の検討や、災害時におけるボランティア活動の推進に関して必要な事項について協議し、情報の共有化を図っています。</p>	<p>環境生活総務課(NPO活動推進室)</p>